

## 令和6年5月（第5回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

令和6年5月21日（火）18:00～19:00

市役所本庁 4階 教育委員室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

### 3. その他議場に参加した者

床本部長、中村次長、佐々木学校教育課長、森図書館長、藤本図書副館長、井上社会教育課長、林社会教育副課長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

### 4. 傍聴者 なし

### 5. 要 旨

教育長 : ただ今から、令和6年5月21日の第5回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和6年2月16日開催の令和6年第2回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。  
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和6年第2回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員をお願いします。

教育長 : 議題に入る前に、3月議会に上程した議案の報告を事務局からお願いします。

教育総務課長 : それでは教育総務課から説明します。3月議会に上程した議案について、4月の会議で報告させていただきましたが、1件報告漏れがありましたので、ご報告させていただきます。桃山中学校高圧ケーブル切断事故に関する「調停の成立について」議案を上程し、令和6年3月21日に議決いただきました。その後、3月29日に開催された調停委員会で調停が成立したことから、4月3日に相手方から、解決金が支払われました。これにより、「桃山中学校高圧ケーブル切断事故」に関する対応は完結となります。説明は以上です。

教育長 : それでは、本日の議題は、議案第6号「家族でやま学の日について」、の1件と、その他の事項として、「宇部市立図書館協議会委員任命の件について」、「宇部市社会教育委員の任命について」、「宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱に

ついて」、「宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について」、「寄附の報告について」の5件となっています。

教育長 : 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について、全て公開としてよろしいですか。

(全員異議なし)

教育長 : 異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに、議案第6号「家族でやま学の日について」ですが、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : それでは、学校教育課から説明します。県から示されました制度の概要、本市における導入の方向性について説明します。背景ですが、4月5日に県による報道発表が行われました。「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の推進について、全県的に展開すること、取組の一環として、休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みを構築するため、「家族でやま学の日」が創設されました。なお、県立学校は原則6月以降、市町立学校は準備が整った市町から順次開始します。4月18日に、県教委から市町へ依頼ということで通知文写しをお配りしています。趣旨を理解のうえ、首長部局と連携を図りながら導入に向けた積極的な検討の依頼がありました。目的は、山口県が進める「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、県内の公立学校に通う子どもたちが、休業日以外でも家族とともに、校外で体験や探究の活動を行える「家族でやま学の日」を導入し、家族で過ごせる仕組みを構築する。また、「やまぐちで学ぶ」、「やまぐちを学ぶ」ことで、山口への愛着を深めることとなります。制度概要について、事前に学校に申請することで、年間3日まで活用することができます。活用日については、出席停止等と同様の扱いとなり、欠席扱いとはなりません。活用できない日については、資料に示しているところで検討中です。申請については、申請書の提出が必要です。給食について、休止申請があった場合には、休止手続きを行うよう検討しています。また、活用に伴い受けられなかった授業の学習内容は、原則、家庭学習で補う予定です。補足ですが、「体験」「探究」の学びの要素があれば、県外や旅行に出かけることも可能です。キャンプや博物館、美術館巡り、コンサート等の各種イベントへの参加についても認められます。また、保護者と子どもを預ける大人の双方の合意があれば、保護者以外の大人と一緒に活動する場合についても申請ができ、地域や各種団体主催のイベント等への参加についても、保護者が一緒に参加できなくても申請ができます。課題についてもありますが、適宜対応していきたいと思えます。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 計画を立てて申請をするということですが、活動後の報告書の提出などはありますか。

学校教育課長 : 現状では、提出は求めないものと考えています。

委員 : 関係各所への理解促進ですが、保護者よりは、職場や企業、団体等の理解がないと休みづらいかと思いますので、まず商工会議所等への理解が必要かと思えます。

学校教育課長 : 県から大きく示された中のこととなりますけれども、検討していきたいと思えます。

委員 : 活用に伴い受けられなかった授業の学習内容は、原則、家庭学習で補うということで、特別なフォローはありますか。

学校教育課長 : フォローは可能な範囲で必要かと捉えていますので、投げかけを行っていきます。

委員 : ダイナブックを使って授業進度の管理や随時配信をされていますか。

学校教育課長 : 細やかにこの時間に何をするという発信はしていません。小学校であれば事情により可能かもしれません。ある程度目途は示せると思えますが、個別対応になるかと思われま。

委員 : 授業進度がある程度分かると、家庭も活用し易くなってくると考えます。

委員 : 家族が教員の場合も利用できますか。また、不登校児童生徒が、登校日に出歩くことが可能になるため、ありがたい制度であると考えます。

学校教育課長 : 教員も利用できます。不登校児童生徒についての御意見もそのとおりだと思いますので、学校の先生方に落とし込んでいきます。

委員 : 大学では、職場の理解があるため、教員が学生たちに子供の行事を優先して休むと宣言して休みます。大学の授業は、オンデマンド視聴などで如何様にもなります。小学校、中学校もオンデマンド授業が出来れば、1クラスの授業を2クラス合同にして休むことができると思えます。

教育長 : ご意見がないようですので、それでは、議案第6号「家族でやま学の日について」、今回は概略の説明で最終検討に入っていますので、詳細については改めて諮らせていただきます。

教育長 : 続いて、その他の事項「宇部市立図書館協議会委員任命の件について」、事務局から説明をお願いします。

図書館長 : それでは図書館から説明します。宇部市立図書館協議会については、図書館法第14条に基づき、宇部市図書館協議会設置条例で規定しており、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に意見を述べる機関です。同条例において、委員は「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」「学識経験者」の区分で構成され、委員の定数は10人以内、任期は2年と規定しています。現在の委員の任期は、令和6年5月31日までですので、各団体に委員の推薦を依頼したところ、10人の委員候補の推薦がありました。つきましては、名簿に記載しております10名を図書館協議会委員に任命したいと考えています。任期については、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となります。なお、新任の方は10名中5名、男女の構成比率は、女性50%、男性50%となっています。以上で説明を終わります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長 : 続いて、その他の事項「宇部市社会教育委員の任命について」、「宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱について」、「宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について」を一括して、事務局から説明をお願いします。

社会教育課長 : それでは、社会教育課から説明します。まず、宇部市社会教育委員の任命について、社会教育に関する諸計画の立案や、社会教育に関し教育委員会に助言を行うことができる社会教育委員ですが、令和6年3月31日付で任期満了となりましたので、委員の改選を行いました。新たな委員の構成、新たに任命された委員は、資料の通りです。委員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間です。社会教育委員の任命についての説明は以上です。続きまして、宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱についてです。こちらは、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言や、その他の援助を行う地域学校協働活動推進員ですが、令和6年3月31日付けで、任期満了となりましたので、推進員の改選を行いました。新たな推進員の構成、新たに委嘱された委員は、資料のとおりです。推進員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間です。宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱についての説明は以上です。続きまして、宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱についてです。各ふれあいセンター管内における社会教育の推進を図るとともに、社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進するため、各ふれあいセンターに設置している社会教育推進委員会委員ですが、こちらも令和6年3月31日付けで、任期満了となりましたので、委員の改選を行いました。新たな委員の構成、新たに委嘱された委員は、資料のとおりです。委員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間です。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 宇部市地域学校協働活動推進員ですが、継続の方がとても多いです。新しい方を育てることや推薦するような仕組みは整っていますか。

社会教育課長 : 今は、取り組みの継続という面から、なるべく同じ方の再任用をお願いしている状況です。

委員 : 新しいものを生みだすことが出来ないような気がしますので、変わった方が良いこともあるかと思えます。

委員 : 学校によって人数が違うのは何故でしょうか。

社会教育課長 : 原則、各学校区1人ということにしていますが、地域の実態を考慮し、複数名置くことができることとしています。

委員 : 1人から2人にする事で、支払う報酬が増額し予算が不足しますか。

社会教育課長 : 報酬はお支払いするようになりますが、予算額が過大になりすぎるため、できないということはありません。

委員 : 1人の方にすごく負担がかかっていますので、新しい人を育てるために、2人体制にすることをご検討下さい。

委員 : ふれあいセンターの館長が推薦される時に、他に適任の方が思い当たらないと言われます。地域と学校を繋ぐ大事な役割だと思しますので、是非2人体制になるよう働きかけたいと思います。

社会教育課長 : 地域の実情に応じて、やり易い形として増員することは問題ありません。

委員 : 社会教育推進委員会委員の委嘱について、区分1の学校教育及び社会教育の関係者しかいない地区がありますが、区分3の学識経験者は地域によっておられないこともあると思いますが、区分2の家庭教育の向上に資する活動を行う者は必ずおられますので、選出の仕方を心がけていただけたらと思います。

社会教育課長 : ある程度、区分が偏らない形で推薦していただくよう、ふれあいセンターの館長に働きかけたいと思います。

教育長 : 他に意見がなければ、次に、その他の事項で「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 : 4月の寄附について報告します。4月は1件の寄附がありました。令和6年4月5日匿名の方から、平成24年度から通算144回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。説明は以上です。

教育長 : 報告については以上となりますが、何かありましたらお願いします。では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。